

エソール広島学生等ボランティアスタッフ規約

令和7年7月9日制定

(名称)

第1 公益財団法人広島県男女共同参画財団（以下「財団」という。）が実施する事業に従事するボランティアを「エソール広島学生等ボランティアスタッフ（以下「ボランティアスタッフ」という。）」と称する。

(財団が実施する事業)

第2 財団が実施する事業のうち、ボランティアスタッフが従事する事業は次のとおりとする。

- (1) 主催事業
- (2) 共催事業
- (3) その他財団が必要と認める事業

(規約の目的)

第3 本規約は、財団が実施する事業において、財団とボランティアスタッフの連携や意思疎通を図り、もって事業の円滑かつ効果的な推進に寄与することを目的とする。

(登録要件)

第4 ボランティアスタッフは登録制とし、次の要件を満たすものとする。

- (1) 財団の目的である男女共同参画の推進に賛同し、誠実かつ意欲をもって従事できること。
- (2) 財団の関係法令及び本規約を遵守すること。
- (3) 政治、宗教、営利又は暴力的活動を目的としていないこと。
- (4) 15歳以上（ただし、中学生を除く。）の者であること。
- (5) 18歳未満の者は保護者の同意があること。
- (6) 個人として自主性を重んじ、自己啓発に取り組む姿勢があること。

(登録方法)

第5 ボランティアスタッフを希望する者は、「エソール広島学生等ボランティアスタッフ申込書」に必要事項を記入の上、財団に提出するものとする。

(登録の決定)

第6 財団は、提出された申込書の記載事項等を確認し、受理するとともに、登録者本人への連絡をもって登録とする。

(登録の有効期限)

第7 登録の有効期間は、登録日の属する年度末とする。

(登録にかかる個人情報の取扱い)

第8 財団は、ボランティアスタッフの登録に係る個人情報を、本規約の目的を達成するためのみ使用し、目的外に利用してはならない。

(ボランティアスタッフの遵守事項)

第9 ボランティアスタッフは、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 財団との連携や意思疎通に努める。
- (2) すべての事業において、「安全・安心」を第一に従事する。
- (3) 事業に従事することで得た資料や知り得た個人情報などのすべてについて、秘密保持の上、無断で公開又は漏えいしてはならない。また、ボランティアスタッフ同士あっても同様とする。
- (4) 前号の規定は、登録期間中を含め登録期間後も同様とする。
- (5) 財団が実施する事業において、個人又は属する団体等のいかなる宣伝や斡旋活動等を行ってはならない。

(登録の変更、解約)

第10 ボランティアスタッフは、登録申込書に記載した事項に変更が生じた場合又は登録を解約する場合は、財団に速やかに申し出るものとする。

(登録の抹消)

第11 財団は、次の事項に該当する場合は、ボランティアスタッフの承諾の有無にかかわらず、登録を抹消することができる。

- (1) 財団での事業活動中に、他者へ誹謗中傷する行為又は公序良俗に反する行為があった場合
- (2) 財団での事業活動中に、非行又は不正な行為があった場合
- (3) 一定の期間、参加確認等の連絡が行われなかった場合
- (4) その他本規約のいずれかに違反した場合

(参加の連絡)

第12 財団は、事業の実施に合わせて、ボランティアスタッフの人数を決定し、ボランティアスタッフが指定した連絡先に参加可否の連絡を行うこととする。参加希望者は、その旨を財団に返信することとし、財団からの連絡をもって参加決定とする。

なお、参加するボランティアスタッフには交通費として、公共交通機関を利用した場合の実費を1,000円を上限とし、支給する。

(その他)

第13 財団は、ボランティアスタッフが財団で実施する事業活動中の事故等を補償するため、保険に加入するものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。